

令和7年度第3回小山市子ども・子育て会議 議事録

日 時 : 令和8年3月16日(月) 14:00~14:56

会 場 : 小山市役所 6階大会議室 ab

委員出席者:

	会 長	川瀬 善美	(白鷗大学名誉教授)
	副会長	平野 章雄	(小山市幼稚園・認定こども園連合会)
	委 員	小林 英恵	(小山市議会)
	委 員	永田健一郎	(小山市議会)
	委 員	大木 美穂	(小山市 PTA 連合会)
	委 員	大橋 康子	(小山市幼稚園・認定こども園 PTA 連合会)
	委 員	齋藤 好子	(小山市私立保育園協議会)
	委 員	小野瀬泰弘	(小山市学童保育クラブ連合会)
	委 員	佐山 雅昭	(小山地区医師会)
	委 員	小川 圭子	(栃木県助産師会)
	委 員	森 榮一郎	(小山市自治会連合会)
	委 員	松田このみ	(小山市民生委員児童委員協議会)
	委 員	初澤 正実	(副市長)

計 13 名

(欠席委員)

	委 員	小井 幹郎	(小山市私立保育園保護者会)
	委 員	吉田恵美子	(小山市校長会)
	委 員	小谷 英智	(栃木県県南健康福祉センター)

計 3 名

傍 聴

		伊勢 正明	(白鷗大学教授)
--	--	-------	----------

計 1 名

事 務 局	こども未来部長	上野 信茂
	こども未来部次長	宮田 悟
	こども政策課長	田中 秀和
	こども政策課課長補佐	佐藤 功二
	こども政策課こども企画係主査	戸崎 有美子
	こども政策課こども企画係会計年度任用職員	平野 勝己
	保育課長	中林 健一
	子育て家庭支援課長	櫻井 和代

計 9 名

1. 開会

次年度以降川瀬委員の後任として推薦を受けている、伊勢氏の会議傍聴についてお知らせする。

2. 報告事項及び議題

小山市子ども・子育て会議条例第6条により、川瀬会長が議長を行う。

(1) 報告事項

①小山市子ども・子育て会議条例の一部改正について

事務局（こども政策課）より資料1について説明を行う。

質疑なし。

(2) 協議事項

①特定乳児等通園支援の利用定員の設定に対する意見聴取について

事務局（保育課）より資料2について説明を行う。

委員	試行期間ということですが、予約の状況はどのようになっているかお聞かせください。
事務局 (保育課)	小山市における利用登録者数は、今日現在で66名になっております。利用について、10月から月別に申し上げますと、10月は利用者3名、利用時間7時間、11月は利用者7名、利用時間21.5時間、12月は利用者6名、利用時間25時間、1月は利用者7名、利用時間25時間、2月は利用者6名、利用時間18時間、合計いたしまして延べ利用者29名、実人数が14名でした。この時点での登録者数は60名で、60名登録のうち、実際に利用した方は14名になります。利用時間はトータルで96.5時間で、月10時間の上限まで達した方は1人もいませんでした。一番多い方で月8時間、毎週決まった曜日に4週間使われた方でした。また、出井保育所、やはた保育所、両方を使った方が2名いらっしゃいます。現状はまだフルで使われていない状況です。ただ、時間が重複してしまい予約が取れなかった方がいらっしゃったかと思いますが、使い勝手が悪く全く使えないという時間はあまりなかったものと考えてございます。
委員	私の感想としては、想定よりも少ないと思うのですが、現場サイドではどのような声があるのか、保護者の声や保育士さんの負担になっているのかも含めてお聞かせいただきたいと思います。
事務局 (保育課)	誰でも通園制度試行自体は10月からですが、令和7年度中に開始することというのは想定しておりましたので、両公立保育所につきましては、誰でも通園制度のための保育士を加配した配置をしており、特に保育士の負担はないと考えております。ただ一見さんのお子さんをお預かりすることになり、この2つの保育所は一時預かりもやっていますので、一時預かりの利用者が多い日に、誰

でも通園制度の利用者がいる時間というのは、管理等大変な部分もあると聞いております。また利用者の声としては、月 10 時間、それから 1 日の間で使える時間が午前中の 2 時間のみですので、1 日親がフリーになれるものではないという意見があったと伺っています。ただ、この誰でも通園制度はこどもの面倒を見られないから預けるのではなく、こどもに集団生活を味わってもらう、こどもの健やかな成長のために保育の提供を受けるという趣旨でやっていますので、親の使い勝手が悪いから、柔軟性を持って預かってくれというところとちょっと制度趣旨が変わってきてしまう。それでは従来の一時的預かりと同じものになってしまうというところの難しさがありますので、小山市では園を増やしての本格実施、それから私立の方に拡大するというのを性急に進めずに、公立 2 か所での意見等を踏まえながら、順次拡大する方向で進めていきたいと考えてございます。

委員

66 名登録があって、実利用人数が 14 名というのは、多分まだまだ知らない方もいるかと思うが、今後も 2 か所で実施していくということで、現場に混乱がないように対応していただきたいと思います。よろしくお願いします。

委員

今まで私は、自分のこどもは自分で見るのが当たり前という考えがあったが、先日フランス人の子育ての本を読んだ時に、フランスでは多くの人に関わってもらって子育てをしようという国の考え方があって、一人のお母さんが全てのこどもの責任を負わなくていい、家族や地域の方々が支えることによって子育てを楽しむということが載っていました。最初は誰でも通園制度について聞いた時に、え?と置いていたが、お母さんがいっぱいいっぱいになって苦しんでいる姿を見るよりも、お母さんがキラキラ輝いている姿を見る方がすごくいいんじゃないかと改めました。フランスのみんなで子育てを楽しむとか、みんなで子育てをしようという考えは、今の世の中の時代に合っているのかなと感じます。実際自分の施設には乳児院があるが、子育てに疲れてしまい虐待してしまう場合もあるのかなと思うと、みんなで支えてあげたら、乳児院に来るようなこどもも少なくなっていくのではとすごく思いました。民間では一時保育をしていますが、職員が見つからないし、余分な職員を抱えるゆとりもないので、公立が積極的にやってくれるのを応援したいと思っています。広報等でお知らせはしていると思うが、ビラを民間の施設でも貼ったり、子育てで困っている人に声をかけたりするというのも一つなのかなと思います。すごくいいなと思っていて、応援したいです。

委員

法の施行に先駆けた年度途中からの試行実施ということで、ご説明いただいたような人数かと思うが、民間展開をする際に気になることとして、専任者を配置していたのに、利用がなかったコマ数はだいたいどのくらいあったのでしょうか。

<p>事務局 (保育課)</p>	<p>現状は正直、かなりの数のコマが空いています。登録人数も 66 名しかおらず、利用実人数は 14 名なので、お試しで使いリピーターにならなかった方も当然いらっしゃると思っています。先日も幼稚園連合会で、現状の使われ方から、専任の先生を配置しても全く利用者がいない状況では事業として成り立たないというところをお話しました。今後、リーフレットを作成し、周知啓発をするとともに、現状の登録者及び利用者にアンケートを取り、登録しても使わなかった理由が時間にあるのか場所なのか、公立だからなのか、そういったところを実際に利用したいと思っている方の意見として聞いて、直せるところは直していきたいと考えています。上限 10 時間や先生の専任配置は国の決まりであることから、ここを外れてしまうと単独事業となってしまうため、そうしたところを踏まえながら、事業拡大の際には前もって協議会や連合会を通してご相談させていただきながら拡げていきたいと考えているのでご協力をお願いいたします。</p>
<p>会長</p>	<p>事務局が言う通り、基本がこども家庭庁をはじめとした国の仕組みなので、なかなか市では如何ともし難いところもあります。利用はマッチングの問題なので、集まりにくいということもあると思うが、専任配置して利用がなければ補助金が出ないというのが今の仕組みの最大のネックだと思っています。そこも国の仕組みだから、ここで言っても仕方ないかもしれないが、引き続き関係者と連絡を取り合いながら検討を深めていただきたい。</p>
<p>委員</p>	<p>2つの施設で対象年齢ごとの乳児室と保育施設との分配が違うのはどうしてでしょうか。</p>
<p>事務局 (保育課)</p>	<p>やはり保育所については、比較的新しく建てた建物なので、明確に乳児室として区分した形で部屋が分かれているとともに、0～1歳児の部屋にも余裕があることから、対象年齢ごとに当該の部屋で定員を設定することができています。出井保育所については、まさに今、建替工事中であり、この秋に新園舎に移る古い建物であることから、0～1歳児の部屋は後付けで、園舎が建った時には0～1歳児の保育はやっていませんでした。そのため、0～1歳児は在園児でもいっぱいいっぱい空きがないのに対し、2歳児の部屋となる保育室は比較的大きく、0～2歳の1名ずつをお預かりする広さが確保できることから、出井保育所では保育室を使っているところです。</p>
<p>委員</p>	<p>将来的には両方とも均等になるということでしょうか。また、利用者は近い方を利用できるのでしょうか。</p>
<p>事務局 (保育課)</p>	<p>現在建設中の新しい出井保育所も0～1歳児の部屋を誰でも通園支援事業をやることを前提に設計して作っているので、分配を分けられるような形になります。また、利用にあたっては、出井保育所での申請、やはり保育所での申請ということではなく、空き状況を見て好きな方を使っただけです。ただ、そ</p>

	れぞれ年齢ごとに定員があるので、どちらかの予約が入っていたら、残りの1か所を選んでいただくしかありません。
委員	特定乳児とはどんな乳児を指すのでしょうか。
事務局 (保育課)	今回は法制度化して行うので、国から委託料や施設型の給付費を受けるための対象となる児童のことを特定乳児と呼んでいます。これは制度上のものであり、特にお子様に特別な違いがあるということではありません。
委員	私は産婦人科医で、特定妊婦というと特別な支援を要する妊婦を指して手厚いケアをするわけだが、そういうわけではないということでしょうか。
事務局 (保育課)	そういうわけではなく、あくまで制度上の使い分けという形です。
委員	そうすると0歳児とかだと産後ケア事業との兼ね合いはどのようなのでしょうか。
事務局 (保育課)	他の制度を利用していることによって誰でも通園制度を使えなくなるということはありません。ご家庭の状況やお子様の特性を踏まえながら適切な形で使い分けをしていただくということで考えています。家庭の状況によっては、減免制度等も設けており、そうしたところでも使い勝手が悪くならないよう配慮させていただいています。
会長	事務局も説明していたが、この事業は保育を目的とするものではなく、自宅にいる子たちを預かって集団に馴染ませることが目的であり、他の事業とは趣旨が全然違うということをちゃんと説明してあげないとダメだろうなと思います。先ほどの「特定」という意味も分かりやすく、いわゆる保育にかける条件に合致しなくても問題ないということだろうと思います。
副会長	確認だが、事務手続き上は確認申請で認可とは違うため、事業者がやりたいと言って申請が出てきたら、子ども・子育て会議で意見を聞いて、ただ確認するだけという認識でよろしいでしょうか。
事務局 (保育課)	ダメだとは申し上げられないので、先ほどお話ししたような条件をご理解いただいた上で実施いただくという形になります。

②特定教育・保育施設の利用定員の設定に対する意見聴取について

委員1名が申請者となる事項であることから、一時離席する。

事務局（保育課）より資料3について説明を行う。

委員	特定教育保育施設というのは他にもあるのでしょうか。
事務局 (保育課)	特定教育保育施設は、民間保育園及び幼保連携型の認定こども園のこと。民間の保育園としては、今回のもみじ保育園が認定になると25か所、認定こども園については16か所あります。
委員	これらの施設には、日曜日に利用できる場所もあるのでしょうか。
事務局 (保育課)	日曜日の利用できる園というのは通常保育では小山市内にありません。ただ、休日保育を実施している施設として民間保育園のうち1か所が日曜日の預かりを別の制度として行っています。何とか実施できる施設を増やしたいとは考えており、現在協議は進めているところです。
委員	妊婦さんによく接する中で、日曜日の利用を望むご夫婦がたくさんいるのでよろしく願いいたします。
会長	保育所というのは長時間勤務ですから、シフトを組んでさらに土日出勤ということになると、日曜日は嫌ですという人がいたら、やめます、他に行きますとになってしまうわけです。これがネックで全国的に見ても少ない。民間ができないなら公立で土日開ける保育所をという話が出るが同じことで、それだったら民間の保育園に行きますとになってしまうわけです。
委員	医療関係者からすると、医療機関や介護施設では日曜日もやっけていて、そういうことから考えると日曜日がやっけていないというのはどうかなと思ったのですが。
会長	介護は私も専門だからよく分かりますが、土日出勤、夜間、宿直もあるというのを了解した上で職員が入ってきます。年末年始くらいしか休まずあとは全部やっけていたというのが普通だが、そこは職員の考え方の違いだと思います。

③第3次小山市子ども・子育て支援事業計画の変更について

一時離席していた委員が席に戻る。

事務局（保育課）より資料4について説明を行う。

会長	地域型保育というのは4つのタイプがあり、事業所内保育も入ってくるが、それも全部のタイプでゼロということでしょうか。
----	---

<p>事務局 (保育課)</p>	<p>小山市においては、認可を受けた形での実施は1つもありません。認可外という形で条件を一部欠く形で実施している事業所はいくつかあるが、協議をしたところ、あくまで企業内福利厚生の中で行うもので、認可を受けるところまでは考えていないという回答をいただいています。</p>
<p>会長</p>	<p>地域型保育の始まりは、横浜市の待機児童がとても多く、何とかしたいが用地確保の問題もあるということで、小さくても定員19名までだったらいいという話で作られたもの。小山市は待機児童がそこまでいないので、いらないということです。</p>